都市計画新下関西地区地区計画を次のように決定する。

名	· 称	新下関西地区地区計画				
位	<i>Î</i> 置	下関市伊倉本町、伊倉町二丁目、伊倉新町一丁目、伊倉新町二丁目、伊倉新町三丁目、伊倉新町四丁目、伊倉新町五丁目				
面積		約 30.6ha				
地区	計画の目標	当地区は、新下関駅の西約1.2kmに位置し、都市計画道路の建設と併せて組合施行による土地区画整理事業が実施されている区域である。 地区の北側には綾羅木川を挟んで豊かな田園地帯が、また、地区の南側には、土地区画整理事業等により整備された住宅地が広がっている。 地区内を横断する都市計画道路長府綾羅木線は、山陽側の国道2号と山陰側の国道191号を結ぶ4車線の幹線道路であり、本市の東西方向の連絡機能を強化する道路として重要な役割を担うものである。 本地区計画は、建築物等に関する制限及び土地利用に関する制限を行うことにより、幹線道路沿道にふさわしい土地利用を図りつつ、周辺環境と調和した良好な街区の形成と保全を図ることを目標とする。				
区域の整備・開発及び保全	土地利用の 方 針	地区の特性に応じた土地利用を図るため、当該地区を5つに細区分する。 A1地区 A2地区				
に関す	地区施設の整備の方針	地区内の道路、公園については土地区画整理事業により整備されて おり、これらの機能が損なわれないように維持保全に努める。				
9 る 方 針	建築物等の整備の方針	地区計画の目標及び土地利用の方針に基づき、それぞれの地区にふさわしい土地利用や、良好なまちなみ・景観の形成等が図られるよう建築物の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、建築物の高さの最高限度、建築物の形態又は意匠の制限、かき又はさくの構造の制限、敷地内の緑化率の最低限度及び土地利用の制限について定める				
	緑化の方針	緑豊かな空間を創出するため、植栽又は張芝等による緑化を推進す る。				

地	建		地区	A 1 地区	A 2 地区	B地区	C地区	D地区
区整備計画	築物等に関する	地区の	名称	(近隣商業地域)		(第一種住居地域)		(第二種中高層住居 専用地域)
		区分	地区 の 面積	約 3. 3ha	約 5. 4ha	約 5. 1ha	約 2. 6ha	約 14. 2ha
	事項		築物等 用途の 限	次に掲げ は建築して い。	「る建築物 「はならな	次に掲げる建 築物は建築して はならない。	次に掲げる建築 物は建築してはな らない。	次に掲げる建築 物以外のものは建 築してはならな
				はすのす下降し類を)れら二馬場この車車を業 合自しを、とにすのす下降し類を)れらにの場合に1に、類一らみくホマチ、場のる自自車倉畜工面内場屋火ス又供階供廊、夕にで。テーン勝、他も動動庫庫舎場積の及等薬な	のでは、からでは、ほうのです。 がは、からは、ないでは、のの等分は、ののもも、はン、票車ら、習庫く庫、業5車ンくは、のの等分は工他もの、旅屋射権券に、所()、場の修屋)、のの等のは工他もの、旅屋射権券に、所()、場の修屋)、新用。の、間レこのを、館、的販場類	12 3 4所5 67 8 12 3 12 3 4所5 67 8 12 3 12 3 12 3 12 3 12 3 12 3 12 3 12	場他る. ・庫除 ・ 修業計パを・ 類 を 単 動び積の屋く火ガ物 が は が は の が は の が が ら を が が り 舎場工の が が と り 変 スの が は の す の す が 車 車 動び積の屋 て が で が が で が で が で が で で で で で で で で で	い 12 (( ( ( ) 34 5 6 78 9. こ。 こ。 ( ) 34 5 6 6 78 9. い 12 ( ( ) ( ) 34 5 6 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2
		建築物の敷地面積 低限度		500㎡ 但し、土地区画整理法 として指定及び換地処分によ の㎡未満となる場合、又は、 所、公衆電話所その他これ 上必要な建築物についてにい。		より敷地面積が50、集会所、巡査派出れらに類する公益	250㎡ 但し、土地区画整 理法の規定により仮換 地として指定及び換地 処分により敷地面積が 250㎡未満とる 合、又は、集会所、 巡査派出所、公表に 類する公益上必要な 建築物について の限りでない。	170㎡ 但人の では では できます できません でいい できません できません はいい できません できません はいい いっぱい はい いっぱい はい

壁面の位置の制限	を 建外こわ面地ま離 のは代の敷線距 5.0m が又に柱ら界の い以 5.0m よ	代わる柱の	)外壁又はこれに )面から敷地境界 巨離は、1.5m以上	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線(道路の角切り部分を除く。)までの距離は、1.0m以上とする。	
建築物等 の高さの 最高限度	_	_	_	_	1 5 m
建築物等の形態 又は意味 限			意匠について  和を図り景観に	建築物の外壁を を はこれは を を を を を を き を き と す る の る る る る る る る る る る る る る る る る る	展標は配 三年 三年 三年 三年 三年 三年 三年 三年 三年 三年
	を出している。 を出している。 を主に、というでは、は面でら匠では、は面でいる。 を主に、のもし、のと色では、のとのでは、のでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、のの			物はずわを(1 もイ色こ 用とハ料ニるホに)の)の)壁/日本の色う。 にす色黄 度全 則使色と則り業は物い広付下覆の出の色う。 にす色黄 度全 則使色と則り業は物い広付下覆の出の色う。 にす色黄 度全 則使色と則り業は物い広付下覆のとう。 にす色 8体 と用系。と 諸所2のて告きとわとして、よる 彩と地、と彩を。原を赤こ原よ事計築つ面に以はもして、いび、上1/で色 て調当㎡屋は物1つる、る、す周た は て黒 の/2 蛍パの 中壁り 及止表㎡。壁。、す周た	使用は最小限度であ 間色を使用すること 整えていること。 の広告物の表示面積 下とする。 び屋根に設置するも

		出 m ㎡はの端上い)表路でで車路立面か以建とま、道野示面か以15m に 15m	でのしすの地高及で告に広と突、る上上さびは(つ告すき表。端かは歩4.広い物る。はかよりもでの。	等を利用する 1.5 幅についてはは 20 にでき出しないでは 1.5 にでき出しば 2.5mの に突き出でのする等と 道車と告しば 2.5mの のができまがである。) とさらができる。 30㎡である。 30㎡である。 30㎡である。 30㎡である。 30㎡である。 30㎡である。 30㎡である。 30㎡である。 30㎡である。 30㎡である。 30㎡である。 30㎡である。 30㎡である。 40世である。 50世である 50世でもの。 50世でもの 50世でもの 50世でもの 50世でもの 50世でも 50世でも 50世でも 50世でも 50世でも 50世でも 50世でも 50世でも 50世でも 50世でも 50世でも 50世でも 50世でも 50世でも 50世でも 50世でも 50世でも 50世で	(5) 建築物、工作物等を利用する突き出し看板の突き出し幅については 1.5 m以下とし、表示面積については 10 m以下とする。また、突き出しるの上端からとし、地上から突き出し看板の下端、歩道上では 2.5 m以上とずる。 (6) 野立広告(広告塔、広告板等) の表示面積については 10 m以下とし、路面から広告物の上端までの高さは 15 m以下とする。また交差点から 10 m以内は 1 ブロックにつき 3 個以内とする。		
	かき又は さくの構 造の制限	ーに該当する 路境界線かのについて (1) 生垣 (2) 1.5ml (3) 前各号	けるものとでいる 5.0m以には、この限以下の透視でいる い下の透視でいる けの基礎等で の.6m以下	造は、次の各号のする。ただし、道 上の距離にあるもりではない。 可能なフェンス等 、高さが敷地地 のもの又は防災上	かき又はさくの構造は、次の各号の一に該当するものとする。ただし、敷地境界線から 1.0m以上の距離にあるものについては、この限りではない。(1) 生垣(2) 1.5m以下の透視可能なフェンス等(3) 前各号の基礎等で、高さが敷地地盤面から 0.6m以下のもの又は防災上必要なもの		
	その他	敷地内の め、する。 とすびD切 るでの に努めるこ	(特にC地 也区に面す 分への緑化	敷地内の緑比との を15%に区 を15%に区 を15時地に分 る。び り が り が り り り り り り り り り り り り り り り	敷地内の緑化に 努め、緑比率を1 0%とする。	敷地内の緑化に 努め、緑比率を 5%とする。	
当地の利に関する事項	世の別には、一生地利用の制限には、	及区る分で m壁の m帯け持をのる比り面界つ 5.上後 2.植設維保るす区地す部い 0 の退 5 栽 全も	_	_		_	
	備考	上記の建築物等に関する事項及び土地の利用に関する事項は、次に該当する場合は適用しない。 1. 市長が公益上、安全上やむを得ないと認めたもの。					
(	(注) 面積及び高さの算定方法は、建築基準法施行令第2条の規定の例による。						

「区域は計画図表示のとおり」

